

研修講座〈民法(債権法)の改正〉と会長と話そう～プチ交流会に参加して

☆〈1〉山本会長の講演(民法改正)について

1) 大変わかりやすい話で、興味を持って理解できた

・「エライ学者さんの法律の話」と聞いて「生アクビかみ殺しながら・・・」の講義を覚悟したが、そうでなくて、よかった。

・制定のいきさつや、諸外国の民法との比較などの、民法の根本の話は、「資格取得」のための「条文解釈」多くのNACS会員にとっても、意味があったと思う。

・いろいろな意見があるが、大局的には「民法改正の必要性」を理解した。

2) 「民法はそもそもわかりにくく書かれている」の言葉が意外だった。

・民法を理解できないのは、個人的な「能力不足」だと思っていたが、何か「救われた」感がした(?!)。

・ちなみに、講義にも出てきた「民法415条」の「旧文語体&現口語体」の比較↓

【制定当時の文語体】債権者カ其債務ノ本旨ニ従イタル履行ヲ為ササルトキハ債権者ハ其損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得債務者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ履行ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキ亦同シ(注:句読点&濁点とかがないのは、原文のまま)

【現口語体】債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によつて履行をすることができなくなつたときも、同様とする。

↑確かに「格調高い文面」であるかもしれないが、それは、明治時代に民法を起草した方々の、おそらく江戸時代のどこかの藩校かどこかで論語の素読で青少年期の教育を受けられた方々の価値観か?と思われる。現口語体(旧文語体そのまま置き換え?)もよくわからない。

3) 民法改正に対し、「抵抗勢力」の存在も認識する。

・どこにでもいる「抵抗勢力」のことが、この世界にいることも、改正に尽力されている会長の言葉で聞けて、その「抵抗」のくだらない(?)理由の含め、そうなのか?と認識する。

(会長も「おだやかな」口調であったが、その「心中」はお察し申し上げます!)

4) 民法改正の今後にも、興味や関心を持ちたい。

・民法改正は「現在進行形」の話であり、今回の講演で、自分とは関係ない、遠い世界の話ではない事を認識し、興味や関心を持ったので、今後も、その推移には注意したい。

☆交流会にて～

民法改正に向けての山本NACS会長殿のご尽力に痛み入ります。

現在の社会的ニーズに基づいて改正の方向に向かっている現状を 教えていただきまして大変参考になりました。

家族法・相続法など改正されるもの、財産法など一度も改正されないものなど、 つぎはぎ的に改正されている現状では、統一的理念が失われているのではないかと懸念されている点につきましてもご教示いただき勉強になりました。

個人的には、民法といいますと、父の年金受給の件で現在問題を抱えております。

数年前の社会保険庁からのねんきん便にて、新たに私立学校共済組合の 年金が受給される旨が判明し、申請・承認されました。

ところが、受給判明した時点で遡って5年間しか年金支給されない年金時効法があることで、申請時点から遡る5年

間は支給されるが、それ以前の20年間は支給できないとの通告を受けました。

ねんきん便発送時点で、この年金時効法は撤廃され(年金時効特例法)、国民年金・厚生年金は5年間以前の支給も認められております。私学共済では認められないと支払い却下されましたが、公務員共済年金は支払いを受けられるのです。

同じ共済年金でも支払われているものが多々あることに矛盾を感じております。

日本年金機構の窓口では裁判で争えば支給可能かもしれないと告げられました。

裁判に持ち込むため、年金法の詳しい弁護士さんを探しましたが、3箇所当たりましたが年金の旧法に該当するようで、専門の方がみつからずにおります。

今回、国民生活センターのADRに相談するよう交流会にてアドバイスいただきました。

早速今週、ADRに出してみたいと思います。

民法とは、社会における基本的法律なので、改正するには様々な反対勢力や抵抗組織があるようですが、消費者問題の根底の礎となる法律でありますので、来年3月の中間試案公表が実り多きものとなることを祈念しております。

☆山本会長のご講演を聞いて

恥ずかしながら、民法に限らず法律をよく知らないままに生活しており、改正も他人事とっておりましたが、会長のわかりやすい解説を伺い今後の動向をキャッチアップしていきたいと思いました。

「わかりきったことは書かれていない」という点が印象的でした。

その他 近況など

先日某家電メーカーへ

家電リサイクルや最近話題の小型家電リサイクルの周辺に関し、消費者の視点からの意見を聞きたいという依頼が環境委員会にあり、メンバー何人かで出てまいりました。

かつては消費者と企業との間には大きな情報ギャップがありアドバイザーはその懸け橋といわれていたし、そう面接でも答えたけれど、今日ではむしろ消費者の代表という位置づけになっているのかなと思った次第です。

いかがなのでしょう？

☆研修講座とプチ交流会に参加して

民法は社会生活の基本となる法律であるため、改正にあたっては様々な議論がされているということを具体例を交えてお話いただき、とても勉強になりました。民法ができた時代は、一般の人が読んで理解できるかどうかという点を全く考慮していなかったというお話も印象に残りました。

プチ交流会では、山本会長と、またいろいろな業種のお仕事をされているかたとお話しができて、貴重な機会となりました。

以上です